

農林業施設等復旧対策事業費補助金交付要綱

制 定 令和6年2月6日付第202300276090号
最終改正 令和8年2月16日付第202500276091号
鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、農林業施設等復旧対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、自然災害により全半壊の被害を受けた農林業施設等の復旧を行い、産地の維持発展と本県特産物の生産振興を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、知事が指定した災害により別表1に定める全半壊の被害を受けた農林業施設等の復旧事業（以下「間接補助事業」という。）を行う農林業者、樹苗生産者、農業法人、生産組織、農業協同組合等（以下「事業実施主体」という。）に対し、当該間接補助事業に要する再生産のための経費又は別表2の第2欄の上限額のいずれか低い額から同表の第3欄に相当する額を差し引いた経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に3分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以上の間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、間接補助対象経費の額（仕入控除税額を除く。）に3分の1（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以下とする。
- 3 事業実施主体は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、間接補助事業の実施に当たっては、県内事業者（同条例第2条第1項の「事業者」の定義に従い、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。以下同じ。）への発注に努めなければならない。
- 4 事業実施主体は、パイプハウス等の農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済の加入対象となる施設を導入したときは、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう、園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等（天災に対する補償を必須とする。）に加入するものとする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 前項に定める書類のほか、本補助金の交付申請に添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。
- (1) 施設の位置図（縮尺1/25000程度の地図に記載すること。）
- (2) 見積書等復旧に係る事業費が分かるもの
- (3) 復旧の見取図及び被災施設の写真
- (4) 農業共済（農業保険法に基づく共済をいう。）に加入している施設にあつては、次に掲げるものの
- ア 共済証券の写し
- イ 共済金支払通知書の写し（交付申請時点で農業共済組合から送付されている場合に限る。）

ウ 市町村からの被災状況等についての照会に対する農業共済組合からの回答文書の写し
(5) 農業共済に加入していない施設にあっては、市町村長発行の被災証明書

- 4 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等をいう。）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。
- 3 知事は、前条第4項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、当該変更後の額。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

- 第6条 本補助金の交付を受ける市町村（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、 第13条、第14条、第16条第 2項後段、第17条、第25条 及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

- 第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助金の減額以外の変更とする。
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

- 第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。
- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに間接補助金の増額並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

（指示等の報告）

- 第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（実績報告の時期等）

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 規則第17条第3項の規定による報告書は、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日までに様式第3号により報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、間接補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

5 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に償還しなければならない。

（間接補助金の支払）

第11条 補助事業者は、本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

（間接的な財産処分の承認）

第12条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

（1）取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の施設等

（2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

（提出書類の部数等）

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は1部とし、所管の地方事務所（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び西部総合事務所日野振興センターをいう。）の長に提出しなければならない。

（雑則）

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この改正は、令和8年2月16日から施行し、改正後の農林業施設等復旧対策事業費補助金交付要綱第3条の規定に基づき指定した災害発生日以降から適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

1 被災区分		2 対象となる被災程度
施設園芸・特用林産物等ハウス、果樹棚、畜舎、堆肥舎	全壊	構造材の全部が損壊したもの
	半壊	全壊以外の損壊
果樹の樹体	損壊	樹体の倒壊や折れ、裂け

別表 2 (第 3 条関係)

1 施設区分	2 復旧費の上限	3 補助金の控除額
施設園芸・特用林産物等ハウス、畜舎及び堆肥舎	(1) 施設園芸・特用林産物等ハウス 単棟ハウス 16,588円/㎡ 連棟ハウス 7,566円/㎡ (園芸施設共済評価要領第 3 の 1 の別表 1・2・3 より算出した標準価額) (2) 畜舎・堆肥舎 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱(平成28年 1 月 20 日付27生畜第 1572号)等、直近の国の定める上限事業費を準用する。 (3) 再生産に伴う既存施設の撤去費用 ア 施設園芸・特用林産物等ハウス 1,300円/㎡を上限とする。 イ 畜舎・堆肥舎 9,000円/㎡を上限とする。	(1) 農業共済加入施設の場合は、共済金受領額 (2) 農業共済未加入施設の場合は、復旧費又は第 2 欄のいずれか低い額の 30% (3) 共済対象外施設の場合は、0 円
果樹棚	(1) 平棚 1,500円/㎡(突上棚) 2,875円/㎡(吊棚) (2) 網掛け兼用棚 2,750円/㎡ ただし、いずれの場合も再生産に伴う既存施設の撤去費用(積雪時の融雪剤含む。※)については、300円/㎡を別途上限とする。	
果樹の樹体	樹体修復並びに改植等に係る経費(いずれも融雪剤含む※) 300円/㎡	
家畜避難経費	(1) 避難輸送等経費 10,000円/頭を上限とする。 (2) 避難施設利用料 42円/頭・日を上限とする。 (補助対象とする期間は、避難原因日から 3 か月以内とする。ただし、畜舎を再建する場合にあっては避難原因日から 9 か月以内とする。)	

※原則、復旧事業に早期に取りかかるために必要な場合のみを対象とする。

畜舎等建築費の上限額の基準例（令和 7 年12月23日改正）

「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱」	
家畜飼養管理施設	
肉用牛舎（ストール等附帯部分を除く。）	48千円/㎡
乳用牛舎（ストール等附帯部分を除く。）	成牛用80千円/㎡、哺育育成用83千円/㎡
一般豚舎（ストール等附帯部分を除く。）	69千円/㎡
分娩豚舎（ストール等附帯部分を除く。）	69千円/㎡
ウインドレス鶏舎（ケージ等附帯部分を除く。）	68千円/㎡
家畜排せつ物処理利用施設	
堆肥舎（500㎡未満 附帯設備を除く。）	71千円/㎡
堆肥舎（500㎡以上 附帯設備を除く。）	67千円/㎡
尿貯留施設（1000㎡未満 附帯設備を除く。）	55千円/㎡
尿貯留施設（1000㎡以上 附帯設備を除く。）	26千円/㎡
自給飼料関連施設	
バンカーサイロ	10千円/㎡
飼料原料保管施設等（附帯設備を除く。）	79千円/㎡
飼料調製施設（附帯設備を除く。）	69千円/㎡